

～平成 28 年 6 月から特定建築物定期報告の対象となる建築物が増えます～

岡山県土木部都市局建築指導課

平成 28 年 6 月 1 日施行の改正建築基準法により、今まで対象だったものに加え、政令で定める用途・規模の特定建築物が新たに報告の対象となります。

★平成 28 年 6 月からの定期報告対象の特定建築物と報告時期

No.	用途	県細則で定める規模	政令で定める規模※1	報告時期
1	劇場、映画館又は演芸場	その用途に供する部分の床面積の合計が 200 ㎡を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの ・当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が 200 ㎡以上のもの ・主階が 1 階にないもの（劇場、映画館、演芸場に限る。） 	平成 28 年及び同年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 12 月 31 日まで
2	観覧場（政令にあっては屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	その用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡（屋外観覧席にあつては、1,000 ㎡）を超えるもの		
3	旅館又はホテル	その用途に供する部分の床面積の合計が 600 ㎡を超えるもの又は 3 階以上の階をその用途に供するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの ・2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以上のもの 	平成 29 年及び同年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 12 月 31 日まで
4	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	その用途に供する部分の床面積の合計が 600 ㎡を超えるもの又は 3 階以上の階をその用途に供するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの ・2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 300 ㎡以上のもの（児童福祉施設等は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物と読み替える。）※2 	
5	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、飲食店、公衆浴場（県細則にあっては個室付浴場業に限る。）、待合、料理店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平方メートル以内のものを除く。）	その用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの又は 3 階以上の階にその用途に供する部分を有するもの（3 階以上における当該部分の床面積の合計が 100 ㎡以下のものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの ・2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡以上のもの ・当該用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 ㎡以上のもの 	平成 30 年及び同年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 12 月 31 日まで
6	地下街	その用途に供する部分の床面積が 1,500 ㎡を超えるもの	—	
7	体育館、博物館、美術館、図書館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（学校に附属するものを除く。）	—	<ul style="list-style-type: none"> ・3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの ・当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 ㎡以上のもの 	<div data-bbox="1241 1832 1544 1960" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> H28.6.1 から新たに対象となるもの </div>

裏面あり

※1 政令で定める建築物は避難階以外の階を当該用途に供するものです。

※2 政令で定める病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限られます。

また、高齢者、障害者等の就寝の用に供する建築物には、以下の建築物が該当します。

- 共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
- 助産施設、乳児院、障害児入所施設
- 助産所
- 盲導犬訓練施設
- 救護施設、更生施設
- 老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む。）
- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- 母子保健施設
- 障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

■ 定期報告の提出先（問い合わせ先）

対象建築物の所在地	提出先	問い合わせ先	所在地	電話番号
備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町	市町村 (左記市町村の建築基準法担当窓口)	備前県民局 建設部 管理課 建築指導班	〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1	086-233-9847
井原市、高梁市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町		備中県民局 建設部 管理課 建築指導班	〒710-8530 倉敷市羽島 1083	086-434-7160
真庭市、美作市、鏡野町、美咲町、久米南町、新庄村、勝央町、奈義町、西粟倉村		美作県民局 建設部 管理課 建築指導班	〒708-8506 津山市山下 53	0868-23-1260

■ 特定行政庁によって指定の状況が異なります。

岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、総社市及び新見市については、各市へお問い合わせください。